

国立市児童遊園条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 7 年 6 月 5 日

提出者 国立市長 濱 崎 真 也

(説 明) 東日本旅客鉄道株式会社の敷地内に設置されている北遊園について、協定により返却することに伴い、同遊園を廃止するため、条例の一部を改正するものである。

国立市児童遊園条例の一部を改正する条例案

国立市児童遊園条例（昭和 5 0 年 3 月国立市条例第 1 8 号）の一部を次のように改正する。

別表中第 1 8 号を削り、第 1 9 号を第 1 8 号とし、第 2 0 号から第 5 3 号までを 1 号ずつ繰り上げる。

付 則

この条例は、令和 7 年 6 月 3 0 日から施行する。